

豊明市こども計画策定に係る基本的な考え方

1. こども計画について

令和5年4月1日にこども家庭庁設置、「こども基本法」が施行されました。こども基本法第10条(都道府県こども計画等)において、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。(努力義務だが、こども事業債活用のためには策定する必要あり)自治体こども計画の目的は、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会(こどもまんなか社会)を実現していくことです。

計画期間は、2027(令和9)年度から2034(令和16)年度の8年間とします。

2. 子ども・子育て支援事業計画との関係

子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定しています。子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。(次世代育成支援対策推進法・子どもの貧困対策推進に関する法律も内包)

子ども・若者・子育て当事者を施策の真ん中に据える「こどもまんなか」の考え方を踏まえ、本市においても若者を含めたこども施策及び少子化対策の取り組みについて着実に取り組むため、新たに策定することども計画と一体的に推進していきます。

また、本市の最上位計画である「豊明市総合計画」やその他関連計画との整合性を図りながら策定します。

(参考)子ども・子育て支援事業計画及びこども計画の計画期間

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
子ども・子育て支援事業計画			第3期							第4期
こども計画				第1期						

3. こども計画で新たに取り組む事項

こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要であり、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する必要があります。

これまで推進してきた子ども・子育て支援施策に引き続き取り組むとともに、新たに、以下の事項に対し対応を強化する必要があると考えます。

① こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ること。

一人ひとりの子どもが個人として尊重される地域社会づくりに向けて、子どもの権利条例の制定を進めるとともに、理解促進に努めます。

② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていくこと。

こども計画策定にあたり、特に未来を担うこども・若者の意見を積極的に取り入れるため、意見を表明しやすい環境づくりを行うとともに、普段声が届きにくい状況のこども及びその保護者等への意見聴取を行います。また、策定後も継続的にこども・若者の意見を取り入れるなどして、各事業の改善につなげるための取り組みを検討します。

③ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現に向けて取り組むこと。

こども・若者の悩み事や心配事、居場所の有無、困ったときに助けてくれると思う人がいるかなど実態を把握するとともに、青年期における就労支援などの雇用と経済的基盤安定のための取り組みや、結婚を希望する方や結婚に伴う新生活への支援、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

4. 審査における重点項目について

(1) 企画力の評価

本市は、名古屋市近郊にあり、緑豊かな自然環境と古い歴史に育まれながら快適な居住環境を整備しています。また、多様化かつ複雑化している社会、住民生活の課題の解決につなげるため、重層的支援の実施等により「誰ひとり取り残さない社会」の実現に向けた取り組みを進めています。

こども計画では、「3. こども計画で新たに取り組む事項」について明記し、こどもまんなか社会実現に向けた取り組みを整理します。

受託者には、本市の特徴を活かしつつ、こども・若者の意見を広く聴くための設問内容の設計や WS の実施、子ども向けフィードバック用資料等の作成をお願いします。

(2)業務遂行能力の評価

こども計画策定にあたり、こども大綱及び子育て支援に関する法令等、国や県の政策動向を把握するとともに、本市の上位計画等との整合を図り、
庁内関連事業の整理を行います。

受託者には、本市の現状分析及び課題整理を行い、円滑な業務遂行に向けて関係機関との連携・調整に係る補助的な役割をお願いします。